

各市町村教育委員会学校安全主管課長 様

千葉県教育庁教育振興部児童生徒安全課長
(公印省略)

教育・保育施設等における食品等の誤嚥による事故の防止について

このことについて、別添写しのとおり、令和6年1月25日付け事務連絡で、文部科学省総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課から周知徹底の依頼がありました。

これからの時期は、多くの教育・保育施設等において、節分行事が実施されることが考えられます。また、食品以外についても、玩具等の誤嚥により意識不明となる事故がこれまでに発生しています。

つきましては、貴管下の園・学校及び施設・事業所に対して、下記の参考資料を周知していただくとともに、資料を活用して保育や給食に従事する者をはじめ、全職員や関係事業者に情報を共有するなど、事故防止及び事故発生時の対応について万全を期するよう御指導をお願いいたします。

記

【参考資料】

- 教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン
(内閣府、文部科学省、厚生労働省)
<https://www.cfa.go.jp/policies/child-safety/effort/guideline/>
- 令和3年度子ども・子育て支援調査研究事業(株式会社日本経済研究所)教育・保育施設等における重大事故防止対策に係る調査研究
<https://www.jeri.co.jp/parenting-r3/>
- 食品による子どもの窒息・誤嚥事故に注意！(消費者庁)
https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_safety/caution/caution_047/
- 子ども安全メール Vol.569 (消費者庁)
パン等による子どもの窒息や誤嚥(ごえん)に気を付けましょう！
https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_safety/child/project_001/mail/20211020/
- 子ども安全メール Vol.644 (消費者庁)
硬い豆やナッツ類をはじめとする食品での窒息や誤嚥に注意！
https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_safety/child/proj
- 幼児期の健やかな発育のための栄養・食品生活支援ガイド(確定版)
(厚生労働科学研究成果データベース)
<https://mhlw-grants.niph.go.jp/project/156150>
- もしもの時の「応急手当方法」(こども家庭庁)
<https://www.cfa.go.jp/policies/child-safety-actions/handbook/content-7/>

【担当】

千葉県教育庁教育振興部児童生徒安全課
安全班 指導主事 山口 輝之
電 話 043(223)4091



事務連絡
令和6年1月25日

各都道府県・指定都市・中核市保育主管課
各都道府県・指定都市・中核市児童福祉主管課
各都道府県・指定都市・中核市認定こども園担当課
各都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市
認可外保育施設担当課
各都道府県・指定都市・中核市放課後児童クラブ担当課
各都道府県・指定都市・中核市児童館担当課
各都道府県・指定都市・中核市地域子育て支援拠点事業担当課
各都道府県・指定都市・中核市子育て援助活動支援事業
(ファミリー・サポート・センター事業) 担当課
各都道府県・指定都市・中核市障害児支援主管課
各都道府県・指定都市教育委員会学校安全担当課
各都道府県私立学校主管課
附属学校を置く国立大学法人担当課
各都道府県・指定都市消費者行政担当課

御中

こども家庭庁成育局安全対策課
こども家庭庁成育局保育政策課
こども家庭庁成育局保育政策課認可外保育施設担当室
こども家庭庁成育局成育基盤企画課
こども家庭庁成育局成育環境課
こども家庭庁支援局障害児支援課
文部科学省総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課
消費者庁消費者安全課

教育・保育施設等における食品等の誤嚥による窒息事故の防止について

平素から教育・保育施設等における安全管理の徹底について、御理解・御協力
いただき、ありがとうございます。

標題については、これまで、「教育・保育施設等における事故防止及び事故発
生時の対応のためのガイドラインについて」(平成28年3月31日付け、府子本
第192号、27文科初第1789号、雇児保発0331第3号)(以下、「ガイドライン」

という。)のほか、消費者庁公表資料「食品による子どもの窒息・誤嚥事故に注意！一気管支炎や肺炎を起こすおそれも、硬い豆やナッツ類等は5歳以下の子どもには食べさせないでー」などにより注意喚起を行ってきたところです。

特にこれからの時期は、多くの教育・保育施設等において、節分行事が実施されると考えられます。また、食品以外についても、玩具等の誤嚥により意識不明となる事故がこれまでに発生しています。

については、節分行事に限らず、誤嚥による子どもの窒息事故の防止のために注意すべき事項について、この機会に改めてガイドラインや消費者庁公表資料等を確認いただくとともに、保育や給食に従事する者をはじめ、全職員や関係事業者に情報を共有するなど、事故防止及び事故発生時の対応に万全を期すよう、管内市区町村及び施設・事業所に対して周知徹底していただくようお願いします。

【参考資料】

- 教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン（内閣府、文部科学省、厚生労働省）
<https://www.cfa.go.jp/policies/child-safety/effort/guideline/>
- 令和3年度子ども・子育て支援調査研究事業（株式会社日本経済研究所）教育・保育施設等における重大事故防止対策に係る調査研究
<https://www.jeri.co.jp/parenting-r3/>
- 食品による子どもの窒息・誤嚥事故に注意！（消費者庁）
https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_safety/caution/caution_047/
- 子ども安全メール Vol.569（消費者庁）
パン等による子どもの窒息や誤嚥(ごえん)に気を付けましょう！
https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_safety/child/project_001/mail/20211020/
- 子ども安全メール Vol.644（消費者庁）
硬い豆やナッツ類をはじめとする食品での窒息や誤嚥に注意！
https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_safety/child/project_001/mail/20240122/

- 幼児期の健やかな発育のための栄養・食品生活支援ガイド（確定版）
（厚生労働科学研究成果データベース）

<https://mhlw-grants.niph.go.jp/project/156150>

- もしもの時の「応急手当方法」（こども家庭庁）

<https://www.cfa.go.jp/policies/child-safety-actions/handbook/content-7/>

【問合せ先】

- **ガイドラインに関すること**
こども家庭庁成育局安全対策課事故対策係
[Tel:03-6858-0183](tel:03-6858-0183)
- **保育所及び認定こども園に関すること**
こども家庭庁成育局成育基盤企画課企画法令第二係
[Tel:03-6861-0054](tel:03-6861-0054)
- **認可外保育施設に関すること**
こども家庭庁成育局保育政策課認可外保育施設担当室指導係
[Tel:03-6858-0133](tel:03-6858-0133)
- **放課後児童クラブ、児童館に関すること**
こども家庭庁成育局成育環境課健全育成係
[Tel:03-6861-0303](tel:03-6861-0303)
- **地域子育て支援拠点事業、ファミリー・サポート・センター事業に関すること**
こども家庭庁成育局成育環境課子育て支援係
[Tel:03-6861-0519](tel:03-6861-0519)
- **指定障害児通所支援事業に関すること**
こども家庭庁支援局障害児支援課障害児支援係
[Tel:03-6861-0063](tel:03-6861-0063)
- **幼稚園、特別支援学校及び認定こども園（幼稚園型）に関すること**
文部科学省総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課
安全教育推進室学校安全係
[Tel:03-6734-2966](tel:03-6734-2966)